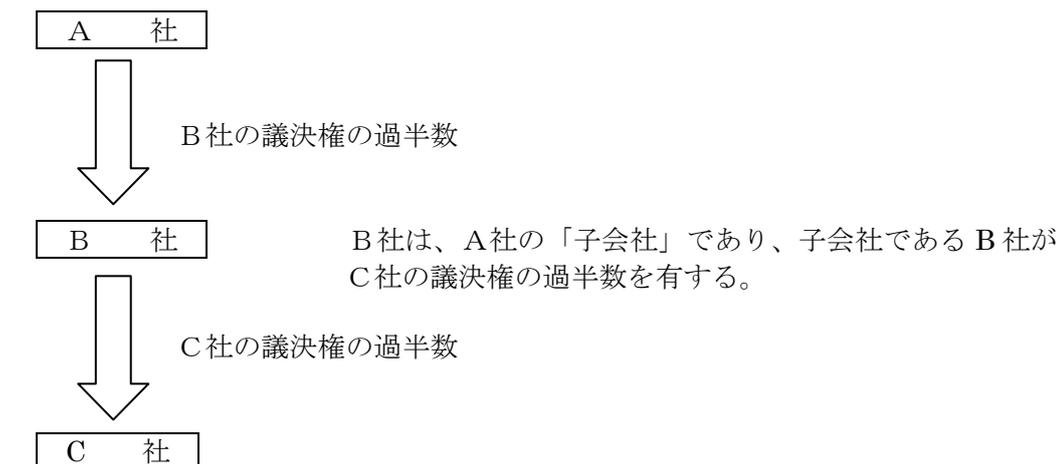




## 【ケース3】

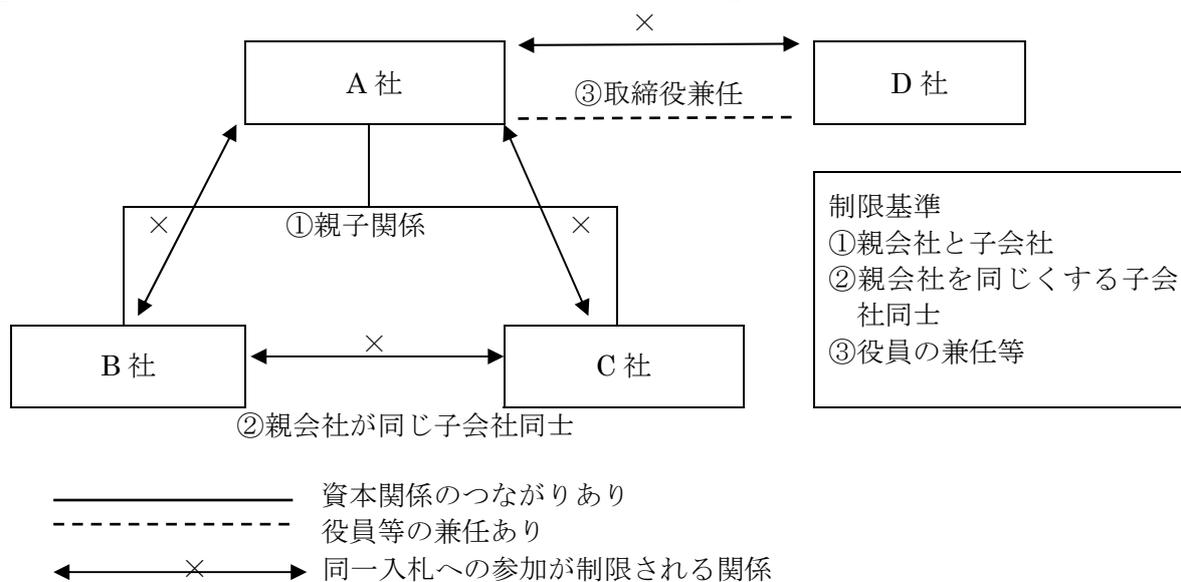


	親会社	子会社
A社	—	B社、C社
B社	A社	C社
C社	A社、B社	—

## 2 役員 の 定 義

- ①会社の代表権を有する取締役（代表取締役）  
 ②取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）  
 ③会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人  
 ④委員会設置会社における執行役員又は代表執行役

【参考：同一入札への参加が制限される場合（イメージ図）】



- ※ ①、②について、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続中の会社である場合は除く。  
 ※ ③について、会社の一方が更正会社又は再生手続中の会社である場合は除く。